

高須輪中土地改良区だより

No.26 令和元年6月14日

発行 高須輪中土地改良区

岐阜県海津市海津町馬目515番地1

TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383



理事長 あいさつ

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月30日に明仁天皇陛下が退位され、5月1日に徳仁天皇陛下が即位され、新たな令和の時代が始まりお祝い申し上げたいと思います。なお、平成の時代は災害が多い年でしたが、令和の時代は災害のない年となるよう願っております。

次に、当土地改良区は以前から組合員を農地の所有者から実際耕作されている担い手への得喪を営農協議会に要請しておりました。しかし営農協議会から会として値上げ分の負担先並びに組合員得喪の変更は意見が分かれるため統一見解が出せないとの報告を受け、理事会で協議をした結果、各組織に土地改良区が説明を行い値上げ分の負担をお願いすることになりました。本年4月1日からの賦課金の値上げに対する負担先が懸案となっておりますが、国が昨年6月6日に公布され、本年4月1日に施行された土地改良法の一部改正で、組合員の資格交替の円滑化等他6項目の改正がありました。この国での土地改良法の改正を受け、担い手である営農組織の意向を確認した結果、ほとんどの営農組織さんが賦課金の値上げ分2,000円を負担して戴ける見込みとなりました。改正により准組合員制度を取り入れ担い手に准組合員になってもらい賦課金の一部負担を所有者の同意をいただき今後事務を進めたいと考えております。3月4日開催の通常総代会において、定款・規約の一部改正案を議決いただき4月8日に知事認可を頂きましたので、今後各集落に賦課金等の分担方法の申出書に組合員の同意徴収に回りたいと考えております。ただし本年度の前期分の賦課徴収には変更手続きが間に合わないため11月の後期分にて相殺したいと考えています。詳しくは同意徴収時に説明したいと考えております。

次に、国の農業農村整備事業の関係予算の状況であります。対前年比101.6%増額となっております。2019年度予算の概算決定額は、3,768億円、農山漁村・地域交付金を併せて、総額4,418億円、平成30年度補正予算を含めて、6,451億円が計上され平成21年度の10年前の当初予算以上の規模にやっと回復した状況です。今後も国に対し当初予算増額確保を強く要望していかねばならないと考えております。

次に、土地改良区の状況ですが、平成29年度から始めました国営長良川用水土地改良事業、国営施設応急対策事業「長良川用水地区」の実施について、昨年11月1日に農林水産省に長良川用水推進協議会にて海津、羽島両市長様、輪之内町長様と要望活動を行いました結果、2019年度当初予算は5億1千9百万円と補正併せて6億8千9百万円と聞いております。本年度の計画は、勝賀西用水路、水管理施設の更新工事を行って頂けると聞いております。今後も事業推進を協議会で行っていきたくと考えております。

次に県営特定農業用管路等特別対策事業の施行は平成29年度から始めさせて頂いておりますが、この事業は昭和55年度から61年度にかけて県営ほ場整備事業で施工いたしました石綿管の布設替え工事を行うものです。総延長3.4kmほどありますが、平成29年度は0.739km、30年度は1.144km実施済みで、2019年度当初予算は1億円と土倉、福江地内で1.5kmほどを施行する予定で、残ります地区についても順次施行申請を行うこととしております。

次に県営農業基盤整備促進事業「暗渠排水」は、昨年度長久保、立野、長瀬、日原地内にて1億2千7百万円で67.8haの再整備を実施しております。2019年度は1億8千万円ほどで、札野、日原地区を実施予定としております。

また、昨年7月4日の台風7号により長良川が今までにない水位に上昇し4日後の8日に西小藪排水機場の吐水槽とひ管との間で漏水が発生し、県に対策を要請致し、県営農業等長寿命化防災・減災事業として補修を実施して頂きました。

一方、水田活用の直接支払交付金「多面的機能支払交付金」については、平成29年4月3日に27組織で発足しました高須輪中保全広域組織が平成30年度には11組織が加入され更には、2019年度は6組織が新たに加入して頂き44組織となり今年度の活動を行ってまいります。今後高須輪中全体で取り組んで頂き土地改良施設の長寿命化を図っていきたくと考えております。現在取り組んでおられない地域のご協力が不可欠でありますので今後も粘り強く協力をお願いしていきたくと考えております。

また、10月16日には、全国土地改良大会が岐阜メモリアルセンターで29年ぶりとなる岐阜大会が開催されますので、高須輪中土地改良区としても協力していきたくと思っております。

今年も4月10日頃から早植えあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月19日までの許可水量が新大江揚水機場で0.6m³/s、勝賀揚水機場で0.35m³/sしかない中ですが周期的に春雨がありまして代掻きの送水は何とか出来ました。なお、水利権水量は国交省が河川管理者で

| | |
|---------|-----------|
| 組合員数 | 3,416人 |
| 地区内農地面積 | 3,014.9ha |
| 田 | 2,659.7ha |
| 畑 | 355.2ha |

平成31年4月1日現在

森 正 弘

すので増量や新規取得は容易ではありません。現在農林水産省と国土交通省と水利権更新の協議をして頂いておりますが、増量や新規取水の取得理由と、必要水量及び、水源等の根拠を国交省に示して、審査の上許可されるものでありますのでしばらく協議を見守りたいと思います。有限である農業用水の適切な管理のため、昨年度までは需要と供給を取るためにやむを得ずポンプを間断運転しておりました。しかし今年度は新たな取組として配布しておりますように1日おきのブロックローテーションを計画しましたので運転休止等にご理解ご協力をお願い致します。又しばらくは担い手の皆様には、農業用水の取水実態にあった作付け体系の検討・調整をお願い申し上げます。

他にも、土地改良区が抱える課題は数多くありますが、国や県、地元海津市のご支援のもと役員、総代の皆様方のご理解ご協力を頂き、堅実な管理運営をしていかなければならないと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。2019年度予算につきましては3月の通常総代会で対前年度第4次補正予算比6.5%減の3億14,100千円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、当初予算は前年当初と比べては増額予算ですが、この増額は県営農業水利施設保全合理化事業の県営施設5機場の水管理システム更新事業量増が主なものです。今年度の送水開始時に例年ない29ヶ所もの多くの水漏れが発生し、緊急に対応しております。今後も老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について、県営農業水利施設保全合理化事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めて参ります。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

第26回通常総代会の報告について

平成31年3月4日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 定款の一部改正の議決について
- 第2号議案 規約の一部改正の議決について
- 第3号議案 平成30年度一般会計収支補正予算(第三次)専決処分の承認について
- 第4号議案 平成30年度職員退職手当積立金会計収支補正予算(第二次)専決処分の承認について
- 第5号議案 平成30年度基本財産積立金会計収支補正予算(第三次)専決処分の承認について
- 第6号議案 平成30年度一般会計収支補正予算(第四次)の議決について
- 第7号議案 平成30年度農地転用決済金積立金会計収支補正予算(第二次)の議決について
- 第8号議案 平成31年度一般会計収支予算の議決について
- 第9号議案 平成31年度職員退職手当積立金会計収支予算の議決について
- 第10号議案 平成31年度基本財産積立金会計収支予算の議決について
- 第11号議案 平成31年度農地転用決済金積立金会計収支予算の議決について
- 第12号議案 平成31年度太陽光発電会計収支予算の議決について
- 第13号議案 平成31年度農地転用決済金の議決について
- 第14号議案 平成31年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第15号議案 平成31年度金銭預入先金融機関の議決について
- 報第1号 平成31年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の報告について

平成31年度当初予算について

| イ. 一般会計 314,100千円 | | 単位:千円 | |
|-------------------|---------|------------|---------|
| 収 入 | 支 出 | 収 入 | 支 出 |
| 款 予算額 | 款 予算額 | 款 予算額 | 款 予算額 |
| 組合費 | 149,502 | 事務費 | 73,843 |
| 使用料 | 2,143 | 選挙費 | 2 |
| 補助金 | 55,850 | 維持管理費 | 178,587 |
| 交付金 | 30,354 | 事業費 | 14,504 |
| 寄付金 | 431 | 償還金及び利子 | 2 |
| 借入金 | 1 | 負担金 | 14,270 |
| 受託金 | 15,360 | 過年度支出 | 1 |
| 雑収入 | 1,373 | 諸費 | 632 |
| 財産収入 | 2 | 用地補償費 | 511 |
| 繰入金 | 59,083 | 退職手当積立金繰出金 | 7,000 |
| 繰越金 | 1 | 繰出金 | 23,710 |
| | | 予備費 | 1,038 |
| 計 | 314,100 | 計 | 314,100 |

※ 収入支出差引残金なし

総額 3,687,568千円

ロ. 特別会計 3,373,468千円 単位:千円

| 別 会 計 | 予 算 額 |
|--------------|-----------|
| 職員退職手当積立金会計 | 10,214 |
| 基本財産積立金会計 | 3,327,239 |
| 農地転用決済金積立金会計 | 29,048 |
| 太陽光発電会計 | 6,967 |

(裏面に続く)

平成31年度賦課金及び決済金について

平成31年度賦課金及び決済賦課金は、第26回通常総代会で下記の通り決定しました。

① 賦課金(報第1号)

(1,000㎡当たり)

| 賦課基準 | 賦課地積の基準日 平成31年4月1日 | | | | | |
|-------|--------------------|-------------|-----------|----------------|-------------|-----------|
| 経常賦課金 | 田(1) 5,500円 | 畑(1) 1,650円 | 畑(2) 550円 | 大樽川堤以北の地域 | 田(2) 1,830円 | 畑(3) 550円 |
| | 納期限 前期分 令和元年6月28日 | | | 後期分 令和元年11月29日 | | |

② 農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

田(1) 209,000円 田(2) 69,600円 畑(1) 62,700円 畑(2) 20,900円 畑(3) 20,900円

◆賦課金について

- 用水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れないようご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門**にお尋ねください。

賦課金に関するお知らせ

●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所・大垣共立銀行海津支店・西美濃農業協同組合高須支店
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

●預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。

(通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を***で表示しております)

●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行・西美濃農業協同組合・ぎふ農業協同組合・桑名三重信用金庫・大垣西濃信用金庫・十六銀行の本店
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

平成29年度決算について

(平成30年9月14日第26回臨時総代会で承認)

イ 一般会計

単位:円

| 収 入 | | 支 出 | |
|---------|-------------|---------------|-------------|
| 款 | 決算額 | 款 | 決算額 |
| 組 合 費 | 94,649,800 | 事 務 費 | 78,574,944 |
| 使 用 料 | 2,134,065 | 選 挙 費 | 460,224 |
| 補 助 金 | 59,653,860 | 維 持 管 理 費 | 169,850,217 |
| 交 付 金 | 32,355,000 | 事 業 費 | 11,457,720 |
| 寄 付 金 | 389,990 | 償 還 金 及 び 利 子 | 0 |
| 借 入 金 | 0 | 負 担 金 | 23,656,343 |
| 受 託 金 | 16,375,930 | 過 年 度 支 出 | 0 |
| 雑 収 入 | 11,006,676 | 諸 費 | 475,200 |
| 財 産 収 入 | 0 | 用 地 補 償 費 | 509,852 |
| 繰 入 金 | 98,360,000 | 退職手当積立金繰入金 | 5,000,000 |
| 繰 越 金 | 1,043,542 | 繰 出 金 | 22,987,000 |
| | | 予 備 費 | 0 |
| 計 | 315,968,863 | 計 | 312,971,500 |

ロ 特別会計

| ◎職員退職手当積立金会計 単位:円 | | |
|---------------------------------|------------|---------------|
| 収入総額 | 支出総額 | 差引残金 |
| 40,202,744 | 0 | 40,202,744 |
| ※収入支出差引残金 40,202,744円は次年度へ繰越 | | |
| ◎基本財産積立金会計 単位:円 | | |
| 収入総額 | 支出総額 | 差引残金 |
| 3,391,960,908 | 96,860,000 | 3,295,100,908 |
| ※収入支出差引残金 3,295,100,908円は次年度へ繰越 | | |
| ◎農地転用決済金積立金会計 単位:円 | | |
| 収入総額 | 支出総額 | 差引残金 |
| 27,949,823 | 1,000,000 | 26,949,823 |
| ※収入支出差引残金 26,949,823円は次年度へ繰越 | | |
| ◎太陽光発電会計 単位:円 | | |
| 収入総額 | 支出総額 | 差引残金 |
| 6,766,702 | 2,430,000 | 4,336,702 |
| ※収入支出差引残金 4,336,702円は次年度へ繰越 | | |

収入支出差引残金 2,997,363円は、次年度へ繰越

平成31年度用水計画について

1. 運転日及び運転時間

※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。

| | 用水時期 | 運転時間 | 運 転 日 |
|-------|----------------------|--------------|---|
| 事前通水 | 3月27日 3月29日～3月31日 | 午前8時30分～午後5時 | 苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、 火曜日・土曜日 の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時休止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いします。 7月16日～9月9日の午後5時以降は畑作のみの利用にしますので、水田のバルブを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。 |
| 苗場用水 | 4月1日～4月9日 | 午前8時～午後5時 | |
| 代掻き用水 | 4月10日～4月14日 | 午前7時～午後7時 | |
| | 4月15日～5月31日 | 午前6時～午後7時 | |
| 灌漑用水 | 6月1日～7月15日 | 午前8時～午後6時 | |
| | 7月16日～8月31日 | 午前8時～午後7時 | |
| | 9月1日～9月30日 | 午前8時～午後6時 | |
| | 10月1日～10月10日 | 午前8時～午後6時 | |

※ 勝賀・野寺・須臾・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。

※7月16日～9月9日の期間は、ブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が異なりますので、ご注意ください。

2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)
土地改良区携帯電話 TEL 090-7042-1591
TEL 090-2342-4765

ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始めとし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただきたいと思います。

<http://www.takasuwayju.or.jp>

